

業務仕様書

1 業務名

令和7年度福島県立医科大学附属病院労働者派遣業務（看護師業務）

2 業務目的

産休・育休取得者の代替要員として、即戦力となる看護師を確保することにより、病院内の看護業務体制を維持し、患者に対して安定的かつ適切な医療サービスを提供することを目的とする。

3 業務内容

派遣労働者は、指揮命令者の指示・指導のもとに次の看護業務を行う。

- (1) 環境整備
- (2) ベッドメイキング
- (3) シーツ交換
- (4) 食事援助（食事介助、経管栄養、配膳、下膳、胃ろう、腸ろう等）
- (5) 排泄援助（トイレ誘導、介助、オムツ交換、ストーマ、腎ろう、膀胱ろう等）
- (6) 清潔援助（全身清拭、陰部洗浄、洗髪、手浴、足浴、入浴介助、寝衣交換、口腔ケア、洗面等）
- (7) バイタルサイン測定、身体測定
- (8) 検体採取（採血等）、血糖測定
- (9) 記録（電子カルテ入力、看護計画立案、評価、修正等）
- (10) 点滴、注射（皮下注射、静脈注射、筋肉注射）
- (11) 家族対応
- (12) 患者搬送（検査、リハビリ等）
- (13) 検体提出
- (14) 薬剤受け取り
- (15) 入退院対応（入院時プロフィール入力、リスク評価等含む）
- (16) 処置、処置介助（創傷処置、膀胱留置カテーテル挿入・交換、栄養チューブ挿入・交換、吸引、投薬、治療、その他）
- (17) 指示受け
- (18) ME機器対応（点検等）
- (19) 患者指導

4 派遣人員

最大5名

5 派遣期間（予定）

令和7年9月1日～令和8年3月31日の7ヶ月間

6 勤務日及び勤務時間等

(1) 勤務日

1ヶ月間の勤務計画を該当期間開始日の5日前迄に派遣元と派遣先で協議の上決定し、派遣労働者に通知することとする。

(2) 勤務時間

- ・ 早出 7:30 ～ 16:15 (休憩: 11:15 ～ 12:15)
- ・ 日勤 8:30 ～ 17:15 (休憩: 12:00 ～ 13:00)
- ・ 遅出 10:30 ～ 19:15 (休憩: 13:45 ～ 14:45)
- ・ 遅出 12:15 ～ 21:00 (休憩: 15:30 ～ 16:30)

※ ただし、指揮命令者等が業務を命じた場合はこの限りではない。

(1ヶ月単位の変形労働時間制を適用)

(3) 時間外労働

原則としてなし

(4) 休日労働

あり (法定休日のうち月1日程度)

7 履行場所

福島県立医科大学附属病院 看護部 (所在地: 福島県福島市)

※ 配属先は病院が指定する。

8 必要資格・経験知識等

- ・ 看護師免許保有者であること。(実務経験3年以上が望ましい)
- ・ 健康で滞りなく看護業務に従事することができ、接遇にも問題がないもの。
- ・ 業務内容に定める業務を円滑に、且つ、正確に遂行できること。
- ・ 契約期間中に継続して業務に従事することができること。
- ・ 原則として、就業者は県内に居住している者とし、現在居住地から通勤することができること。

9 受入体制

派遣労働者に対しては、病院において業務内容、施設ルール等に関するオリエンテ

ーションを行う。

10 遵守事項

(1) 一般事項

- ア 派遣元及び派遣労働者は、派遣労働者法、労働基準法、その他必要な法令及び派遣先の規程等を遵守する。
- イ 派遣元及び派遣労働者は、派遣先の信用を失墜させる行為をしない。
- ウ 派遣元は、解決すべき問題が生じた場合は、すみやかに問題に対応できる体制を構築するとともに、誠実に対応を行うこと。
- エ 派遣労働者は、就業時間中、派遣業務の遂行に専念する。
- オ 派遣労働者は、派遣先の指揮監督のもとに業務を遂行し、言動に十分注意して、節度ある態度で業務に従事する。なお、業務中の個別の事案について判断が必要となる場合は、派遣先の指揮監督のもとに必ず対応し、個人の裁量で対応することのないよう留意する。
- カ 派遣元及び派遣労働者は、派遣先の敷地内においては、派遣元が作成した身元を証する名札等を常に着用する。
- キ 派遣労働者は、派遣先のパソコン等の機器、机・椅子等の備品等を善良な管理者の注意をもって使用する。なお、これらが、派遣労働者の責めに帰すべき事由により損壊、あるいは紛失した場合は、派遣元の責任で補償する。

(2) 個人情報の保護に関する留意事項

福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福島県条例第69号）に基づき、本件業務を通じて取り扱う個人情報の保護に関し、次の義務を負うことに留意すること。

- ア 附則第3条第1項に基づき、派遣元及び派遣労働者又は派遣されていた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務を負うこと。
- イ 派遣元及び派遣労働者又は派遣されていた者は、附則第3条第6項及び第7項の罰則の対象となること。

11 その他

- (1) 派遣元は、厚生労働大臣より「一般労働派遣事業許可証」の認可を受けている者であること。
- (2) 派遣元は、本業務を支障なく本仕様のおり業務を遂行するために、派遣先と十分な調整を行うものとする。
- (3) 業務上必要な本仕様書に記載のない事項等については、派遣元と協議のうえ、これを定めるものとする。